

令和4年度 志免町個人情報保護条例の運用状況

■個人情報保護制度とは

個人情報の収集や保管、利用などに関する基本的なルールを定め、個人情報の開示や訂正などを求める権利を明らかにすることで、個人の権利や利益を保護する制度です。

■個人情報取扱事務届出件数

個人情報を取り扱う事務を開始・変更・廃止する場合、その目的や内容を町長に届け出ることとしています。(条例第5条)

●令和4年度 新規開始届、変更、廃止届件数

実施機関	新規開始届	変更届	廃止届
町長	5	34	10

■個人情報開示請求の処理状況

志免町個人情報の保護に関する法律施行条例第15条及び廃止前の志免町個人情報保護条例第44条に基づき、毎年1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表することとしています。

令和4年度の開示請求は7件でした。開示請求がなされた文書のうち、請求者以外の個人に関する情報や法人などの権利・利益を害するおそれがあると認められた場合は、一部開示としています。

●令和4年度 実施機関別開示請求件数と決定内容の内訳

実施機関	開示請求件数	全部開示	一部開示	不開示	不開示のうち
					文書不存在
議会	0	0	0	0	0
町長	6	2	3	1	1
公営企業	0	0	0	0	0
教育委員会	1	0	1	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
合計	7	2	4	1	1

■ 目的外利用・外部提供の状況

個人情報収集した際の目的以外で、実施機関内部での利用又は外部へ提供することは禁止されています。ただし、法令等に定めがあるときや本人の同意があるとき、人の生命や財産を守るため緊急かつやむを得ないとき等は例外として認められています。(条例第7条)

● 令和4年度 目的外利用・外部提供の内訳

実施機関	目的外利用	外部提供
議会	0	0
町長	58	12
公営企業	0	0
教育委員会	0	4
監査委員	0	0
合計	58	16

■ 審査請求

開示請求をした場合の実施機関の決定に対して不服がある場合や実施機関の持っている個人情報の訂正・利用の中止などについて請求がある場合、審査請求をすることができます。(条例第33条)

● 令和4年度 審査請求件数

なし